

平成 28 年 8 月号

今月の断酒表彰

☆ H・S さん 吹田支部 断酒三十四年

断酒表彰おめでとうございます。ますます
のご活躍を期待いたします。

断酒に思う (70)

第 44 回酒害相談講習会を受講して

南千里支部 D・S

大阪府断酒会主催第 44 回酒害相談講習会 4 月 6 日～6 月 14 日(10 回)を受講しました。

講習会受講は今回 4 回目で、初回は 18 年前で、酒害相談員講習会となっており大阪府からも後援助成があり、酒害相談員を養成、研修する名目もありました。

断酒してまだ 2 年目の時で自身の断酒もおぼつかない時期に人の相談などおこがましい気がしていたが、もう一度しっかりと病気のことを理解しておきたいと受講したと記憶しています。

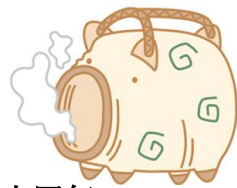
毎回そうですが、講師の先生方の熱意あふれる講演内容のすばらしさで、こんなにもアルコール依存症という病気に正面から向かい合い医療や行政に携わってくださる方々がおられることに勇気をいただけることと、自分も当事者としての役割と責任を自覚できる重要な講習会を受講できたことをありがたく思っております。

近年はプライバシーのこともあり無くなったのですが、以前は受講終了者に「酒害相談者の家」という看板を取り付けることが許可され、会員が地域での酒害相談に応じていた期間があったということです。

私も 20 年ほど前、酒でどうしようもなかった時期、初代吹田市断酒会会長木村さんの自宅にその看板が掛けられていたのを見つけ、家の前で相談しようかどうかを思い悩んだ事がありました。

どこの誰にこの悩みを相談すればわからなかった時に偶然見つけた看板でした。中に入る勇気がなかったこともありましたが、病気であることもわからず他人に恥をさらすという羞恥心とまだまだ酒に対する未練の方が過大であったと思います。

もう少し情報が豊富でアルコール依存症という病気のことや断酒会の存在が認知されていれば、ひょっとすれば相談の勇気が持っていたかもしれません。時代が進み以前のような環境はむづかしいことですが、自分も当事者の一員として新たな酒害者をつく



らないためにも何らかの貢献ができるよう精進したいと思います。

最後に「アルコール健康障害対策基本法」が出来た今日、再度行政や関係機関が「酒害相談講習会」を支援協力してもらえるよう要請し実現できるよう頑張りたいと思います。

平成 28 年 8 月 1 日発行 No.162

編集・発行 事務局・広報部

<http://suitashi-danshukai.net>

今月の「指針と規範】断酒会規範

七 断酒例会は家族の出席を重視する

われわれ酒害者の断酒にとって、家族の協力は必要不可欠なものである。しかし、なぜ協力が必要なのか、どんな協力方法が効果があるのかは、家族たちが例会に出席しないことにはわかってもらえない。

家族たちは例会に出席することによって、多くの先輩会員やその家族の体験談を通して、アルコール依存症という病気の実体を知り、今まで考えてもみなかった配偶者(もしくは親、子)の内面を知ることができる。そして、この病気と酒害者に対する認識を変えないことには、配偶者が回復できないことを知る。つまり、協力より先に酒害の理解があることを理解する。

また、アルコール依存症という病気は、われわれ酒害者が酒にすべてを支配される病気であると同時に、家族を巻き込んでしまう病気でもある。従って、酒害者である配偶者と生活を共にすることで、家族は大なり小なり心を病むようになる。連日の不安と苦痛が原因である。

その結果、配偶者との間に誤解が生じ、不信感が深まっている。人によっては憎しみさえ持っている。長い時間をかけてそうした否定的な関係になっただけに根深いものがあり、家族自身の心にも歪みやひずみを生じている場合がある。であるので、配偶者が本気で断酒に取組もうとしても、例会に出席しない家族が考えた協力法は、ときには配偶者の足をひっぱることがある。

また、そうした家族自身に生じた心のひずみを治さないことには、配偶者が断酒できたとしても、夫婦の関係は改善されない。家族も例会に出席して自らの病んだ部分を回復させるべきである。

断酒会は、家族に対して協力のみを要請するものではない。家族ぐるみの病気であるアルコール依存症から、共に回復していく組織である。断酒会が家族の例会出席を重視する所以である。

(指針と規範 P82～P83)